

御社の就業規則を無料で点検しませんか？

こんな就業規則はございませんか？

- 会社の金庫にしまっており、どこに何が書いてあるのかわかる人が誰もいない就業規則
- どこかのホームページからダウンロードしたそのままの就業規則
- 5年前に最新の就業規則を作成したまま一度も変更されていない就業規則

上記に該当する就業規則では労働者とのトラブルを未然に防ぐことができません。それどころか就業規則が存在することによって会社に不利益になることもあります。

【事例1】退職金に関する規定があいまいだったために懲戒解雇した社員にまで退職金の支払いを命じられた。

【事例2】パート社員には慣例として退職金は支払っていなかったが、就業規則の退職金規程があいまいだったために退職金の支払いを命じられた。

【事例3】無断欠勤して1ヶ月以上連絡が取れない従業員を退職扱いにしたら就業規則に自然退職に関するルールがなく、本人が不当解雇されたと労働基準監督署に駆け込んだ。

このような事例が実際の中小企業の現場で頻繁に起こっているのです。

【Q・従業員が10人未満であれば就業規則はいらないのでは？】

A・従業員が10人以上の会社には就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出る義務があることを労働基準法で定めています。しかし、従業員が10人未満の会社であっても同様に労働トラブルは発生しますので就業規則の作成をお勧めします。

【Q・ルールが厳しくなって従業員がやる気をなくさないか心配です？】

A・会社で働く上でのルールが明文化され、秩序のある組織づくりや事業活動の活性化につながります。従業員に恥ずかしくて見せられない古い就業規則のほうが問題です。

もし自社の就業規則がご心配でしたら就業規則の無料点検をお勧めいたします。下記に記入のうえFAXにて送信いただくだけで結構です。国家資格を持つ労務管理のプロが点検いたします。

■申し込み番号 FAX：050-3488-1110

貴社名		代表者名	
所在地	〒	TEL	
		FAX	

詳細は当事務所ホームページにて→ <http://www.sr-mutoh.com/>

就業規則無料診断のサービスにつきましては予告なく終了することがございますのであらかじめご了承下さい。

中小企業に活力を与えるよきパートナー
京都府社会保険労務士会所属

武藤社会保険労務士事務所

〒600-8076 京都市下京区高辻通柳馬場西入泉正寺町 466

日宝京都2号館5階2号

TEL 075-344-2610 FAX 050-3488-1110

E-Mail info@sr-mutoh.com

<http://www.sr-mutoh.com/>